

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により定款変更認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年5月9日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都防犯鑑定協会

(2) 代表者名

大久保 和雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区西京極新明町44番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「犯罪のない京都」又「犯罪を発生させにくい京都」の防犯環境を構築するため、安全産業に携わる各種の事業所と連帯協調し、地域自治体単位及びPTA・各企業など広く一般市民に対して、警察OBが中心となり、安心・安全にかかわる防犯知識や適切で効果的な防犯手段の情報を講習会や鑑定という方法により無償提供を実施してきた。又、社会情勢の変化に伴う市民生活全般に関する困りごと等の無料相談活動を実施すると共に、防犯関連事業の構築により派生する防災に関わる危険回避の必要性及び要望があり広く一般市民に対する生活防衛意識の向上を図る事業と併せて、防犯・防災関連用品等販売を行うことで地域社会の発展及び消費者の保護に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年4月6日

(文化市民局地域自治推進室)